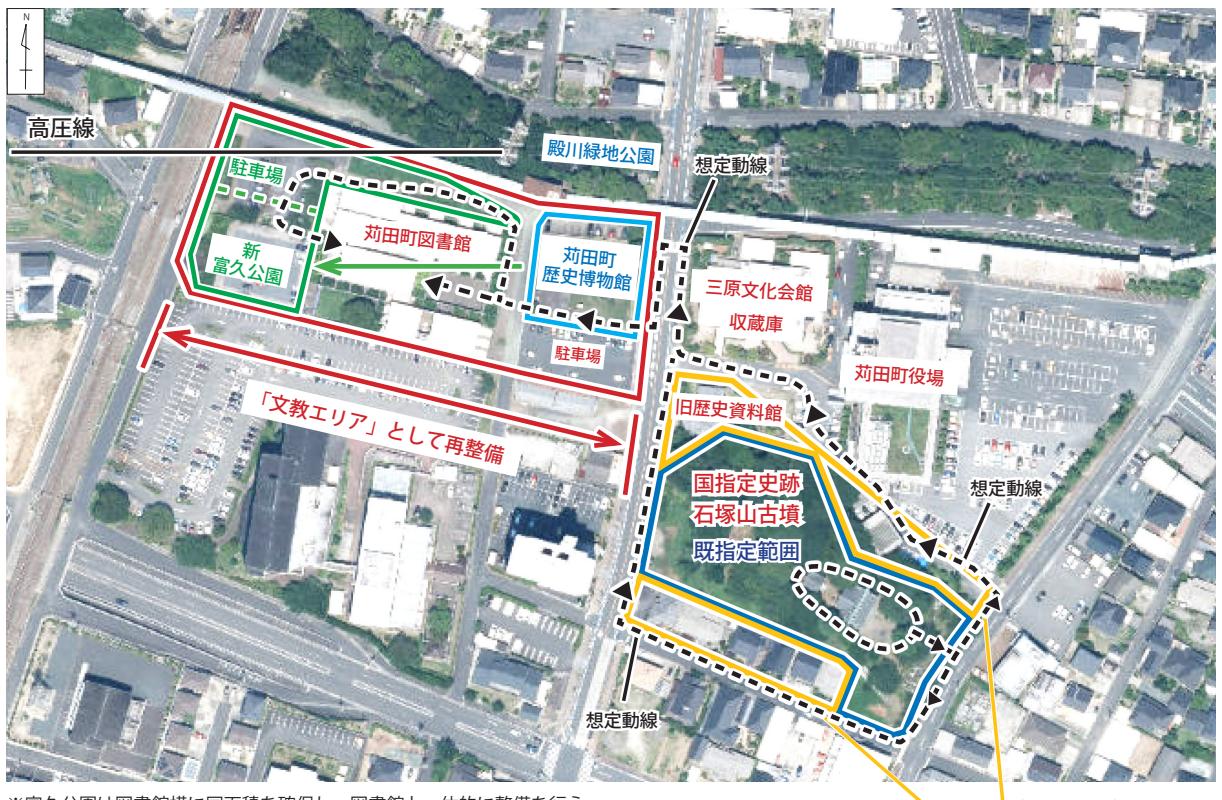


苅田町歴史博物館 基本計画

2025
苅田町教育委員会

目 次

1 莢田町歴史博物館の基本方針	1
2 設置場所	2
3 施設	2
4 運営・組織	2
5 機能及び事業	3
6 敷地、施設等の整備	5
7 各施設の計画	6
8 施設の設計に当たって留意する事項	10



1 紫田町歴史博物館の基本方針

(1) 計画策定の背景

紫田町歴史資料館（以下、旧歴史資料館）は、昭和50年（1975）に、篤志家の寄附により、郷土の歴史・文化に対する認識を深めることを目的とし、特に県指定史跡番塚古墳出土遺物を中心とした展示を想定し、設立された。また、文化財収蔵庫（以下、旧収蔵庫）は主として町内の埋蔵文化財発掘調査に伴い出土した遺物を収蔵するために昭和62年（1987年）に建設された。各施設の設置から約50年が経過し、その期間に大規模改修はなく、施設や設備の免震化だけでなく老朽化も目立つようになっている。加えて、近年、大規模開発に伴う埋蔵文化財発掘調査や史跡等の調査、寄託・寄贈等による資料の著しい増加に対して展示・収蔵面積や機能の不足も喫緊の課題に挙げられる。

旧歴史資料館の建設地は、国指定史跡石塚山古墳（昭和60年（1985）指定）の後円部墳丘に位置するため、これまで文化庁・福岡県や紫田町文化財保護審議会から、史跡と適切なバッファーゾーンを保ち、その保護や活用に相乗効果を得ることができるように、史跡と近接する位置に移設・再整備をおこなうこと、旧収蔵庫は資料の適切な管理に必要な面積・機能に拡張することの指導を得ていた。

さらに、設立当初に予定されていた番塚古墳出土資料（九州大学・九州歴史資料館所蔵）や石塚山古墳より出土した国指定重要文化財三角縁神獣鏡7面ほか（宇原神社所蔵）のように、町民から地元公開の要望の高い資料があるものの、旧歴史資料館展示室の温湿度・照度管理施設等の機能が不充分なため、定期的な公開の実施には至っていない。

そのため、旧歴史資料館を所管する紫田町教育委員会は、文化庁・県・九州歴史資料館や紫田町文化財保護審議会の指導を基に、令和元（2019）年に「紫田町歴史資料館の設置及び管理に関する条例」を施行し、旧歴史資料館事業の明確化や館長・学芸員を配置し適切な運営を推進し、令和3年策定の「紫田町公共施設個別施設計画」には旧歴史資料館と旧収蔵庫の建替えについて明記された。これらの条例・計画や有識者による指導に基づき、紫田町教育委員会は逐次的な施設・設備改修を実施し、文化財展示収蔵施設の再整備に向けて、その方針・計画の検討をおこなってきた。

令和6年策定の「紫田町新庁舎建設基本構想」においては、国指定史跡石塚山古墳に隣接する地点に建設予定の新庁舎に文化財展示収蔵施設を複合させる構想であったが、令和7年策定の「紫田町新庁舎基本計画」において工期や財政的な観点から新庁舎複合化を変更し単独建設とする別事業となつた。

(2) 本計画の位置づけと目的

紫田町歴史博物館は、紫田町文化財保護審議会・福岡県・文化庁より指導を受け、「紫田町歴史資料館の設置及び管理に関する条例」に基づき、また、令和3年に策定の「第5次総合計画」、令和2年に改訂された「紫田町生涯学習基本計画 改訂版」に準拠し、時代や町民のニーズに応えるために、必要な諸機能・設備を備えた本町の文化財保護行政の拠点施設として整備する。

(3) 基本方針

苅田町歴史博物館は、本町の歴史や文化を示す地域資料である文化財が確実に後世に継承することを目的として、次の①～③を基本方針として掲げる。

①苅田町が寄託・所有する苅田町出土品や苅田町に関連する文献史料の内、他機関保管史資料の寄託・里
　　帰り展示・譲与

②国・県・町指定文化財等の適切な保管・調査・展示・活用

③苅田町関連文化財の近隣市町との相互貸借

本町固有の歴史や伝統文化の中で培われた各種文化財の調査・研究、保存・活用、公開・普及のための博物館的機能と、国指定史跡石塚山古墳及び町内各種開発事業に伴う発掘調査・研究、整理作業、調査報告書作成及び出土品の収蔵・管理という一連の業務を行う埋蔵文化財センター的機能を併せ持つ施設とする。

また、本町の歴史や文化に関連する地域資料等を所蔵する近隣市町村や県内外の博物館・歴史資料館等との連携・協力を推進して、本町文化財保護行政の一層の充実を図る。

なお、隣接する国指定史跡石塚山古墳と所蔵資料を一体的に活用して、それぞれの価値を高める相乗効果を図る施設とする。

2 設置場所

設置場所は、「第5次総合計画」に基づき、また、文化庁・福岡県・苅田町文化財保護審議会からの指導を踏まえ、国指定史跡石塚山古墳と一体的な活用を図ることができるよう、福岡県京都郡苅田町富久町18-2の富久公園跡地に設置する。

3 施設

苅田町歴史博物館の施設は、本館を主として、考古資料を収蔵・管理する一時収蔵庫は別棟としながらも一体的に建設する。本館は博物館的機能と埋蔵文化財センター的機能を持つ諸室を整備し、博物館に関連する施設は、文化庁の定める公開承認施設同等の機能を有するものとする。一時収蔵庫は、将来的に増築が可能な仕様及び配置とする。

なお、富久公園は図書館横に移設し、史跡・歴史博物館・図書館・公園を一体的に利用できる「文教エリア」として整備する。

4 運営・組織

- (1) 苅田町歴史博物館の運営は町直営とする。
- (2) 苅田町歴史博物館には、展示機能、調査・研究機能、教育普及機能、保存科学機能、埋蔵文化財センター的機能、情報管理機能、収蔵・管理機能等の諸機能を充実させ、これらの諸機能を果たすために、必要な専門職員等を配置する。
- (3) 多様な利用ニーズに応え、かつ、持続的かつ着実な事業推進ができるよう、事務職員の配置やスタッフの充実に努める。
- (4) 近隣市町村と比較して、効率的かつ合理的な開館時間や利用料金を設定する。
- (5) 効果的な事業推進や運営ができるよう、運営委員会を設置する。

5 機能及び事業

苅田町歴史博物館は、本町の文化財保護行政の中核施設として、現在の条例にも明記されているように、以下の事業の推進を図るものとする。また、本町の歴史や文化に関連する地域資料等を所蔵する九州歴史資料館等、博物館・歴史資料館等とのネットワーク化を図り効果的な事業推進に努める。

- ①歴史と自然および民俗等に関する資料の収集および保存
- ②歴史と自然および民俗等に関する資料の調査・研究
- ③歴史と自然および民俗等に関する資料の展示・公開
- ④歴史と自然および民俗等に関する資料の保護に関する啓発
- ⑤歴史と自然および民俗等に関する町民の学習活動への支援

苅田町歴史資料館の設置及び管理に関する条例（令和元年12月25日条例第30号）より抜粋

(1) 展示機能

本町固有の歴史や伝統文化の中で培われた各種文化財の調査・研究、ならびに国指定史跡石塚山古墳等を中心とする調査・研究の成果を展示する。

① 展示資料

展示資料は、考古資料、古文書・典籍・歴史資料、美術工芸資料、民俗資料及びその他の関連資料とする。

② 展示の手法

実物資料に加えてレプリカ、デジタル映像資料等や、実物を体験できる展示手法などを導入し、子供達の視点も考慮する。

③ 展示の種類・内容

・常設展示

本町の歴史や自然、伝統文化に対する理解を深め、文化財愛護思想の普及・啓発を図るための展示であり、隣接する国指定史跡石塚山古墳をはじめとする本町に所在する史跡の調査成果を中心に、本町の歴史と自然および民俗等に関する資料および関連資料などを展示する。

また、本町が実施した町内所在遺跡の発掘調査や、各種資料及び各種文化財の調査・研究成果を速報的に展示する。

・特別展示

本町固有の歴史や自然、伝統文化に対する理解をより深めるため、国指定重要文化財の展示・九州歴史資料館ほか他機関保管資料の里帰り展示、また、本町の歴史や自然、伝統文化に関連する地域資料等を所蔵する近隣市町村や県内外の博物館・歴史資料館等から借用した文化財の展示をおこなう。

さらに町民の関心が高いテーマについては、町民に限らず、広く調査・研究を実施し、その成果を還元する。

・収蔵展示

本町の歴史や自然、伝統文化に対する理解の推進を図るため、町内所在の遺跡から出土した考古資料、町民から寄贈された歴史・民俗・自然資料などの収蔵展示をおこなう。

・屋外展示

令和3年に策定された「苅田町公共施設個別施設計画」に採択されたモデル事業を参考として、史跡地を活用した屋外展示を行う。

(2) 調査・研究機能

本町の歴史と自然および民俗に関する資料等を収集・保管し、その活用を図り、町民の学習活動の支援および地域資料の保護に資するため、各種文化財の調査・研究および資料収集の充実を図り、本町の歴史や伝統文化の特質を明らかにしていく。

(3) 教育普及機能

学校教育や生涯学習の場で、調査・研究の成果や所蔵資料を有効に活用し、隣接する史跡を活かした各種教育普及事業の充実を図る。

① 学校教育との連携

学校教育との連携強化を図り、地域に密着した文化財を鑑賞しながら、本町の歴史や自然、伝統文化を児童・生徒自らが学習できる機会を提供する。

② 各種講座、講演会、研修会等の開催

町民に文化財への理解と学習の場を提供するため、各種講座や講演会を実施する。また、大学生や教職員へ向けた研修会等を実施する。

③ ボランティアの育成と連携

外部の有識者を講師に招いてボランティアガイド養成講座やワークショップを開催するなど、ボランティアガイドの育成を図り、教育普及活動への協力を得るとともに、活動の場を提供する。

(4) 保存科学機能

金属器や木器等の発掘調査出土品や古文書・典籍・歴史資料等の多様な文化財の保存処理・修復に対応できる施設である九州歴史資料館等と連携して、適切な保管を図る。

(5) 埋蔵文化財センター的機能

出土遺物の整理・復元作業、保存処理、写真撮影、遺物実測、原稿執筆等の報告書作成までの一連の業務を集中して効率的に行う。なお、必要に応じて、民間力を導入する。

(6) 情報管理・発信機能

町内各種文化財のデジタルアーカイブ化を進め、展示図録や解説シート、館報や研究成果物など刊行物を提供することで利用者の学びの場を創出し、また、各種博物館・資料館等の案内、所蔵資料、企画展、講演会等の情報も併せて発信する。

(7) 収蔵・管理機能

文化財保護を推進する上では欠かせない機能であり、十分なスペースと適正な保管環境のもとで体系的、集中的に収蔵・管理する。また、町民からの寄贈資料の受け入れも可能な、約 50 年の将来にわたって、本町の文化財や関連資料を適切に、かつ確実に保管できる施設とする。本館の収蔵庫は、文化財の種類や材質等の特性等に応じて温湿度管理ができる施設とし、別棟の一時収蔵庫は、未収納資料および今後の発掘調査等による資料の増加を考慮した増築等のスペースを確保する。

6 敷地、施設等の整備

苅田町歴史博物館の敷地および施設は、博物館として広く町民に親しまれるものとして整備し、外国人、障害者、高齢者を含むあらゆる人々が快適に利用できるよう配慮するものとする。

(1) 敷地・環境等

① 立地・敷地造成 ※巻末資料①「苅田町歴史博物館配置図」参照

周辺の開発が進む中で、周囲には国指定史跡石塚山古墳の豊かな緑や自然が残されており、恵まれた自然環境や歴史的環境を生かした文化施設として設置する。

敷地は 1546m²で、基本的な造成は富久公園造成時に実施済みであるが、一部、公園内に段差があるため、排水計画と併せて検討する必要がある。

② アプローチ

施設へのアプローチとしては、隣接する図書館・駐車場・旧富久公園で整備された通路が残っているが、建築基準法に規定する道路ではないので公道として整備し、日豊本線 JR 苅田駅・小波瀬西工大前駅からの公共交通機関を利用した徒歩による来館者、及び国道 10 号線からの自動車等による来館者を受け入れる。

なお、園内通路の公道としての整備に伴う遊歩道の附設、史跡地内を巡る既存の管理用道路の再整備による施設への歩行者の動線の確保、並びに駐車場の整備を図るものとし、今後設計予定の「富久公園移設工事設計」に反映するものとする。

③ 環境整備等

建設地は、既に造成され現況は平坦面をなしている。隣接する丘陵には、全長が約 130 m におよぶ九州最大・最古級の定型化した古墳時代前期の畿内型前方後円墳が位置し、三角縁神獣鏡等の副葬品が多数出土しており、倭王権の政治体制等の九州への波及を具体的に解明する上で重要な遺跡として、国の史跡に指定された「石塚山古墳」がある。当該地は、クヌギ、コナラ等の広葉樹を主体とする豊かな緑と自然が残っているため、美しい自然環境の保存に配慮して、歴史を始めとする各種体験学習の場として、博物館との一体的な活用を考慮した史跡整備を行う方向で、今後策定予定の「史跡石塚山古墳保存活用計画」に反映させる必要がある。

なお、敷地については教育普及事業の一環として実施する屋外体験学習にも対応できるよう、公園的整備・管理を行う方向で検討する。

また、社会科見学等団体利用者への対応に必要な空間や設備、駐車スペースを確保する。敷地内での

確保が難しい場合には、隣接する新苅田町庁舎・苅田町立図書館・新富久公園と連携も検討する。

④敷地条件等 ※卷末資料②「苅田町歴史博物館建設予定地の敷地条件等」参照

建設地の敷地条件等は、卷末資料②「苅田町歴史博物館建設予定地の敷地条件等」のとおりであるため、建築面積は最大で約 1300m²となる。

(2) 施設整備

① 規模等

- ・延べ床面積約 1000m²
- ・部屋別面積配分は、卷末資料④「苅田町歴史博物館諸室一覧」に基づくものとし、機能的な一体性が確保できるようにその形態・位置関係を工夫する。

②施設の構造・形態

苅田町歴史博物館は展示機能等の諸機能の他、石塚山古墳ガイダンス施設・埋蔵文化財センター的機能を有した博物館として整備するものであり、本館と一時収蔵庫は分離して設置するものとする。

なお、これらの施設は、機能的に一体性が確保できるようその形態・配置関係を工夫するとともに、収蔵庫は増築が可能な仕様とする。また、敷地の形状及び自然環境・歴史的環境にも配慮したものとする。

本館は耐火・耐震性に優れたものとし、平屋を基本に検討する。

一時収蔵庫は効率的な収納・保管ができる施設とし、本館との一体的な調和を図る。

7 各施設の計画

(1) 展示室

① 常設展示室

本町の歴史や自然、伝統文化に対する理解を深め、文化財愛護思想の普及・啓発を図るための展示であり、隣接する国指定史跡石塚山古墳をはじめとする本町に所在する史跡の調査成果を中心に、本町の歴史と自然および民俗等に関する資料および関連資料などを展示する。また、以下に列記するとおり、他館からの借用資料の展示が可能な室内環境を持った展示環境を備え、同室において実施する企画展にも対応することができる施設とすること。

なお、将来的なリニューアルおよび展示内容の容易な更新を考慮した展示方法を検討する。

- ・展示室の壁面は作り付けの垂直型展示ケースを、床面は水平型移動展示ケースを設置し、自由な展示レイアウトの対応のため可動式の間仕切り壁を設置する。
- ・さまざまな展示条件に対応できるように、天井は高くとる。
- ・床は、相当な重量の物が展示可能な強度とする。
- ・温湿度は展示資料の保存に最適な設定とし、必要に応じて調整できるようにする。
- ・照明装置等は展示レイアウトの自由な変更に対応できるものとする。
- ・外光を遮断して紫外線の進入を防ぎ、外気が直接入らない配置計画とします。
- ・展示に関する情報機器の技術革新に応じた設備・機器類の対応についても考慮する。

- ・虫害等も含めた保存環境全般にわたって考慮する必要がある。
- ・展示物の吊り下げバトンやライティングダクト等の天井設備、什器の固定については、可変性の高いものを採用し、展示内容の更新に対応しやすい構造とする。
- ・映像及び音声の導入にあたっては、メンテナンスや交換品調達が容易な仕様設計を行う。
- ・電気設備と照明設備は、展示資料への影響やメンテナンス性に配慮したものとする。原則として、LED 及び紫外線カット、波長調整や演出機能を備えた照明の導入、展示演出や映像情報を踏まえた十分な電気容量、用途運用を考慮した分電盤や調光盤回路の検討を行う。
- ・監視カメラやモニタリング設備のセキュリティ環境や消火設備を検討し、展示資料の適切な保管に努める。

※②特別展示室とも共通事項

②特別展示室

常設展示室の展示環境に加えて、以下に列記するとおり、指定文化財等の貴重な資料の展示が可能な展示環境を備え、気密性と調湿性に優れた独立型のエアタイトケースを採用する等、展示環境の向上に努める。

- ・他館の国指定重要文化財の一時借用も可能となるよう、文化庁指針を遵守する。
- ・温度 22°C ± 2、湿度 55% ± 5 を基準として、恒温恒湿の室内環境を保つ。
- ・エアタイト式の展示ケース設備を備える。
- ・消火については、ハロン消火、もしくは窒素消火による消火設備を備える。
- ・資料動線上には前室を設け、荷解室および収蔵庫との動線に十分に配慮し、利用者動線やメンテナス動線と交わらない資料動線設計を行う。

(2) 体験学習・情報提供エリア

国指定史跡石塚山古墳のガイダンス施設として、隣接する石塚山古墳ほか町内所在の史跡の見学をはじめとした各種文化財の情報、ならびに各種博物館・資料館等の案内を提供する情報提供の場として、ライブラリーを設置し、資料の閲覧等、来館者が自由に閲覧できる場とする。なお、設置に当たっては来館者の動線に配慮し、国指定史跡石塚山古墳と一体的な活用が図れるような屋外・屋上も含めた配置とする。また、「文教エリア」として、図書館との連携にも配慮する。

- ①国指定史跡石塚山古墳ガイダンス施設として、史跡と一体的に活用できるような展示パネル、屋外・屋上の展望エリア等の設置など、体験学習や情報提供の場とする。
- ②さまざまな教育・学習場面に対応できるよう可動式の間仕切り壁を設置して、多目的に利用できるよう工夫する。
- ③展示室に隣接して設置し、動線上での一体化を図る。
- ④不特定多数的人が利用するため、避難経路を確保する。
- ⑤視聴覚機器を整備する。
- ⑥イス、テーブル等の収納法も配慮した仕様にする。
- ⑦体験学習用に対応できるテーブル・イスなどを整備し、床、壁はさまざまな体験学習に対応できるよ

う配慮する。

- ⑧ 町民による学習から観光客による情報収集ができるよう、本町の歴史や文化を知る情報検索やミニ視聴覚展示など、多様な目的に合わせた情報発信を行う。
- ⑨ 本町の歴史や文化に関わる関連図書や参考文献の配架のほか、町内の文化財や史跡の情報等が閲覧できる設備を設置する。
- ⑩ 物品販売できるスペースを確保する。
- ⑪ 各種の文化財情報の提供や史跡の案内を促すスタッフを設置する。

(3) 調査・研究室

国指定史跡石塚山古墳ほか町内の史跡整備、ならびに町内各種開発事業に関わる文化財保護、また、本町の歴史と自然および民俗等に関する資料や、町民からの寄贈資料の調査に関わる職員の調査・研究室であり、各種文化財の実測や写真撮影等の作業も行うため、機能的に調査・研究ができるよう設備の配置を工夫する。また、各種文化財のデジタルアーカイブ化と情報提供を行う設備を設置する。設備設置後は、定期的なメンテナンスや技術革新に応じた設備・機器類の対応についても配慮しておく。

なお、他博物館などへの資料館外貸出の準備、他博物館などからの借用資料の慣らし場、寄贈を受けた資料の一時保管、また、大学などの研究者に対して実物資料の閲覧などを行えるように配慮する。

- ① 十分な光量を確保する。
- ② 実測用机、図面整理用テーブル等が機能的に配置できるようにする。
- ③ 作業机ごとに照明器具が使用できるよう、電源を多めに設置する。
- ④ 資料収蔵庫を設け、調査・研究用図書および遺構・遺物実測図等を収蔵・保管するものであり、可動集密書庫・保管庫とする。
- ⑤ 写場としても使えるように工夫し、写真資料保管庫を設置し、温湿度管理（温度 16～24℃、湿度 50～63%）する。

(4) 発掘調査整理作業室

発掘調査整理作業室は作業の流れに即して配置し、展示室および関連するエリアとは動線を分離させることが望ましい。遺物の一時保管、洗浄、乾燥を行うため、機能的に作業ができるよう工夫する。なお、脆弱な資料を扱うので、資料の移動を極力少なくする。また、段差などについて極力バリアフリー化して資料の損傷を防止する。

- ① 搬出入口に近い場所に設置する。
- ② 遺物の洗浄による泥などを沈殿させる溜め枠を設置する。
- ③ 湿気に配慮した仕様にする。
- ④ 石膏の微粉や薬剤の飛散を防ぐため、天井や壁には通常よりも排気・換気設備を増大し、健康に十分配慮すること。
- ⑤ 十分な採光がとれるようにする。
- ⑥ 作業従事者の労働安全衛生に十分配慮する。

(5) 収蔵保管室

① 特別収蔵庫

特別収蔵庫は、以下に列記するとおり、古文書・典籍・歴史資料・町史編纂資料、美術工芸品、考古資料・民俗資料、金属製遺物、有機質遺物、高湿度保存庫など各機能を確保する。

- ・ 資料の搬出入や移動などの動線を考えて、展示室や調査・研究室などから近い位置とすることが望ましい。
- ・ 特別収蔵庫は、各々の文化財の材質に応じた適切な温湿度管理を行い、必要に応じて調整できるようになる。
- ・ 特別収蔵庫には個別もしくは共通の前室を設け、庫外の影響が庫内に直接及ばないようにする。
- ・ 特別収蔵庫は外部の環境の変化に作用されない二重構造とし、二重壁内の空気層は十分確保すること。また、内部の天井・壁・床は木材、壁・天井は調質性能の高い専用建材を使用する。西陽のあたる場所を避け、外壁からも隔絶することが望ましい。
- ・ 窓は設けないこと。
- ・ 特別収蔵庫専用の空調設備や消火設備（新ガス系を採用し、二酸化炭素・ハロン系は採用しない）を設ける。
- ・ 24時間空調が可能な設備とすること。
- ・ 特別収蔵庫の出入口は原則として1カ所とし（消防法上の問題をクリアした上で）、扉は密閉性、防火性に優れたものを設置する。
- ・ 出入り口の扉は最低2時間耐火、前室の扉は最低30分耐火のものとする。
- ・ 漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の主電源は、収蔵庫外から切れるように設計する。
- ・ 特別収蔵庫の棚（枠も含む）は木製で固定式とし、通路を十分に確保するものとする。
- ・ 天井高は、本町の収蔵品や展示品を考慮して設定すること。

② 一般収蔵庫

一般的な文化財収蔵庫として、防犯、防災、換気に十分配慮し、文化財の種類や材質等の特性等に応じて温湿度管理ができる設備を設置する。棚は重量物の積載に耐えうるような仕様とする。

③ 文献資料収蔵庫

古文書用の収蔵庫であり、防犯、防災、換気に十分配慮し、本館と一体的かつ機能的に配置し、文化財の種類や材質等の特性等に応じて温湿度管理ができる設備を設置する。棚は重量物の積載に耐えうるような仕様とする。

(6) 管理・運営室

① 管理・運営室は、調査・研究室や展示室と十分連絡がとれるよう配置する。

② 管理・運営室には、会議スペース、応接スペース、事務用品棚、印刷機、給湯機器、警備機器、清掃機器により各機能を持たせ、来客や各事業を推進する上で必要な機能に対応する動線を考慮した配置とする。

③文化財保護の立場から、セキュリティシステムの整備とともに、人的警備を行うものであり、警備機器および警備員室を兼務する職員事務室は、出入口の近くに設ける。

(7) その他の管理施設

搬出入口・トラックヤード・荷解き場・一時保管庫、機械室、エントランス・廊下・階段・トイレ等を整備する。

① 搬出入口・トラックヤード・荷解き場・一時保管庫

- ・搬出入口は資料の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造にし、搬入・作業動線を確保する。
- ・トラックヤードは、建物内に取りいれるように設け、輸送車が格納できるスペースを確保する。
- ・外気の影響を避けるため、トラックヤードの入り口およびトラックヤードと荷解き場の間にそれぞれシャッターを設置することが望ましい。
- ・輸送車の排気ガス処理を図るため、換気設備を設ける。

② 機械室

騒音・振動を発生するため、機械室は展示室・特別収蔵庫からできるだけ遠くに設置する。

8 施設の設計に当たって留意する事項

※巻末資料⑤「施設動線・空調系統 概要図」参照

苅田町歴史博物館の施設整備にあたっては、設置場所の自然環境、歴史的環境に十分配慮し、博物館がめざす、展示、調査・研究、教育普及、保存科学、埋蔵文化財センター、情報管理、収蔵・管理等の諸機能が十分に発揮できるよう、以下の事項および文化庁の定める指針などに留意するものとする。

(1) 全般的な事項

- ①隣接する国指定史跡石塚山古墳のガイダンス施設として、国史跡石塚山古墳と所蔵資料を一体的に活用して、それぞれの価値を高める相乗効果を図る施設とし、今後策定予定の「史跡石塚山古墳保存活用計画」を反映する。また、「文教エリア」として図書館ほか町内施設への動線確保や駐車場の整備を図るものとし、今後設計予定の「富久公園移設工事設計」に反映する。
- ②建物の配置計画に当たっては、利用者の安全性とスムーズな動線に配慮する。
- ③屋外体験学習広場やオープンスペースなどの配置、形態等に配慮する。
- ④駐輪場・駐車場の規模・形状、各種のアプローチに配慮する。
- ⑤使い易く、快適な執務空間、作業空間に配慮する。
- ⑥情報技術の進歩に応じた設備・機器類の対応についても配慮する。
- ⑦近年、増加する地震や津波、豪雨など自然災害に備え、資料の保管と利用者の安全にも配慮した構造や仕様となるよう、免震・制震装置、効果的な排水設備、防災等に配慮するなど、設計段階で十分な検討を行う。
- ⑧計画的で適切な維持管理を図るため、施設や設備を適切に更新する。
- ⑨機能的な一体性および将来の施設拡充にも配慮した建物配置とする。
- ⑩環境への影響の少ない工法、ならびに可能な限り周辺地域への影響の低減に努める。

⑪ 文化財 IPM を考慮した、計画的な施設・設備の配置とする。

(2) 各施設の配置

- ① 管理室は一体的に配置することが望ましい。
- ② 展示室は 1 階に配置する。
- ③ 体験学習・情報提供エリアは、国指定史跡石塚山古墳と一体的な活用が図れるような屋外・屋上も活用した配置とし、また、利用者の利便性にも配慮して、「文教エリア」として図書館との連携にも配慮する。
- ④ 各種文化財の調査・研究室から展示室や特別収蔵庫への動線を配慮する。
- ⑤ 一時収蔵庫は、防犯、防災、換気に十分配慮し、別棟とするが本館と一体的、機能的に配置し、未収納資料の段階的な整備および将来的な収蔵庫の増築への対応が可能な仕様および配置とする。
- ⑥ 機械室は、振動・騒音を発生するため、展示室・特別収蔵庫から、できるだけ離して配置する。

(3) 設備計画

① 採光・照明設備

文化財が置かれる空間には、直射日光を避け、かつ、LED など紫外線を出さない光源を用い、温度上昇を避けるとともに、文化財の材質に応じて調光可能な装置を備える。建物全体についても、全体的に窓は少なくしながらも、暗い雰囲気にならないような効果的な採光の設備の配置とする。

② 空気調和設備

1) 空気調和設備は、四季を通じて温度と相対湿度を調和できるものを採用することが望ましい。

- ・空調機の容量は余裕のある設計を行う。
- ・相対湿度が安定できるものとする。
- ・大気の汚染源を確認し、空気取り入れ口の位置、方向、フィルター等を設計する。
- ・外気の状態を考慮し、外気の取り入れ量・循環量を設定する。

2) 空調系統は、展示室と特別収蔵庫とに分離する。

- ・24 時間調湿が可能な設備とする。

3) 特別収蔵庫の空調は、庫内だけでなく、二重壁内の空気層にも行うよう配慮する。

- ・二重壁内の空気層は十分確保する。
- ・現地の温湿度を踏まえて、加湿機能にも配慮する。

4) 騒音・振動を発生する設備機器は、展示室・特別収蔵庫の上下に配置させず、できるだけ遠くに置く。

③ 防災・防犯設備

火災の場合、注水消火やあわ消火などは展示物を破損するので望ましくないため、新ガス系を採用した消火設備を設置する。ただし、応急的な初期消火設備として、水系消火器を設置する。また、発火などの異常の通報、展示品の盗難防止のための防犯設備なども必要である。

(4) 外観及び内装の意匠

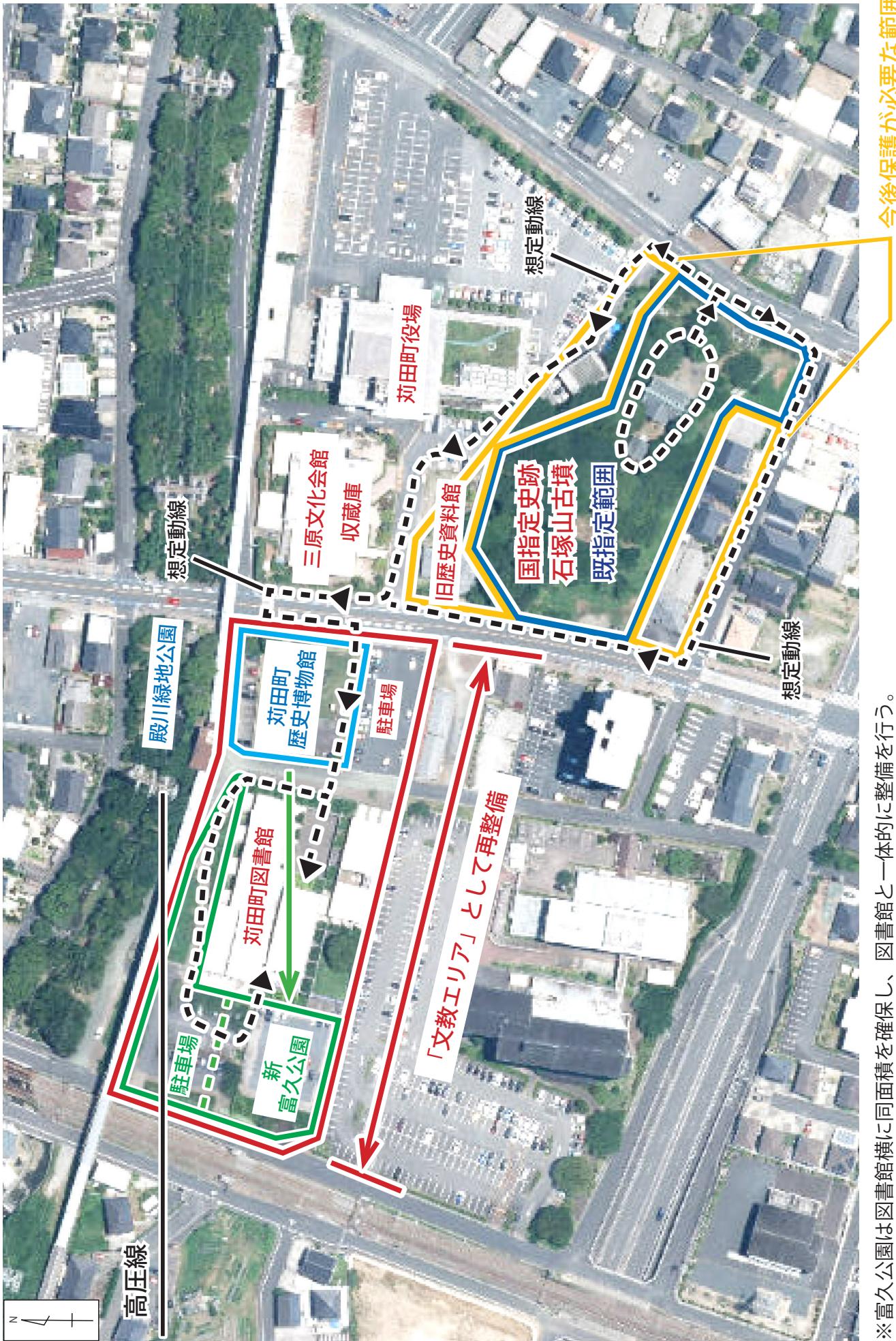
設置場所の自然環境や歴史的環境に配慮するとともに、国指定史跡石塚山古墳のガイダンス施設である苅田町歴史博物館にふさわしいものが求められるため、県産材の調達および仕様に努め、町民にとって親しみのある意匠とすることが望まれる。

卷末資料

- ①「苅田町歴史博物館配置図」
- ②「苅田町歴史博物館建設予定地の敷地条件等」
- ③「苅田町歴史博物館施設配置図」
- ④「苅田町歴史博物館諸室一覧」
- ⑤「施設動線・空調系統 概要図」
- ⑥「歴史資料館・文化財収蔵庫再整備事業スケジュール」
- ⑦「文教エリア（史跡・博物館・図書館・公園）イメージ図」
- ⑧「特別展示室イメージ図」
- ⑨「埋蔵文化財センター機能イメージ図」
- ⑩「史跡ガイダンス機能イメージ図」

参考資料

- ・文化財収蔵・展示施設 県内市町村アンケート結果（令和6年6月）
- ・苅田町新庁舎建設に関するワークショップ（「苅田町新庁舎建設基本計画」より抜粋）
- ・外部評価委員による事業評価（令和5年度事業）
- ・九州歴史資料館基本計画（平成17年 福岡県）
- ・博物館関係の法律、政令、省令、告示、報告等目録
- ・有形文化財（美術工芸品）の展示を主体とする美術館または美術工芸品を多く取扱う博物館等の施設設置に関する基準について（昭和45年 文化庁文化財保護部）
- ・市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方（昭和52年 文化庁文化財保護部）
- ・文化財公開施設の計画に関する指針（平成7年 文化庁文化財保護部）
- ・出土品の取扱いについて（報告）（平成9年 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）
- ・出土品の保管について（報告）（平成15年 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）
- ・博物館法の一部改正を受けて（文化庁資料より抜粋）
- ・『建築設計資料』第5号 地方博物館・資料館（昭和59年 建築思想研究所）



卷末資料①
「対田町歴史博物館配置図」

※富久公園は図書館横に同面積を確保し、図書館と一体的に整備を行う。
※新しく整備する公園は図書館利用者に配慮した設計を行つ。
※新しく建設する歴史資料館は史跡を活用させる場所に計画する。

卷末資料②

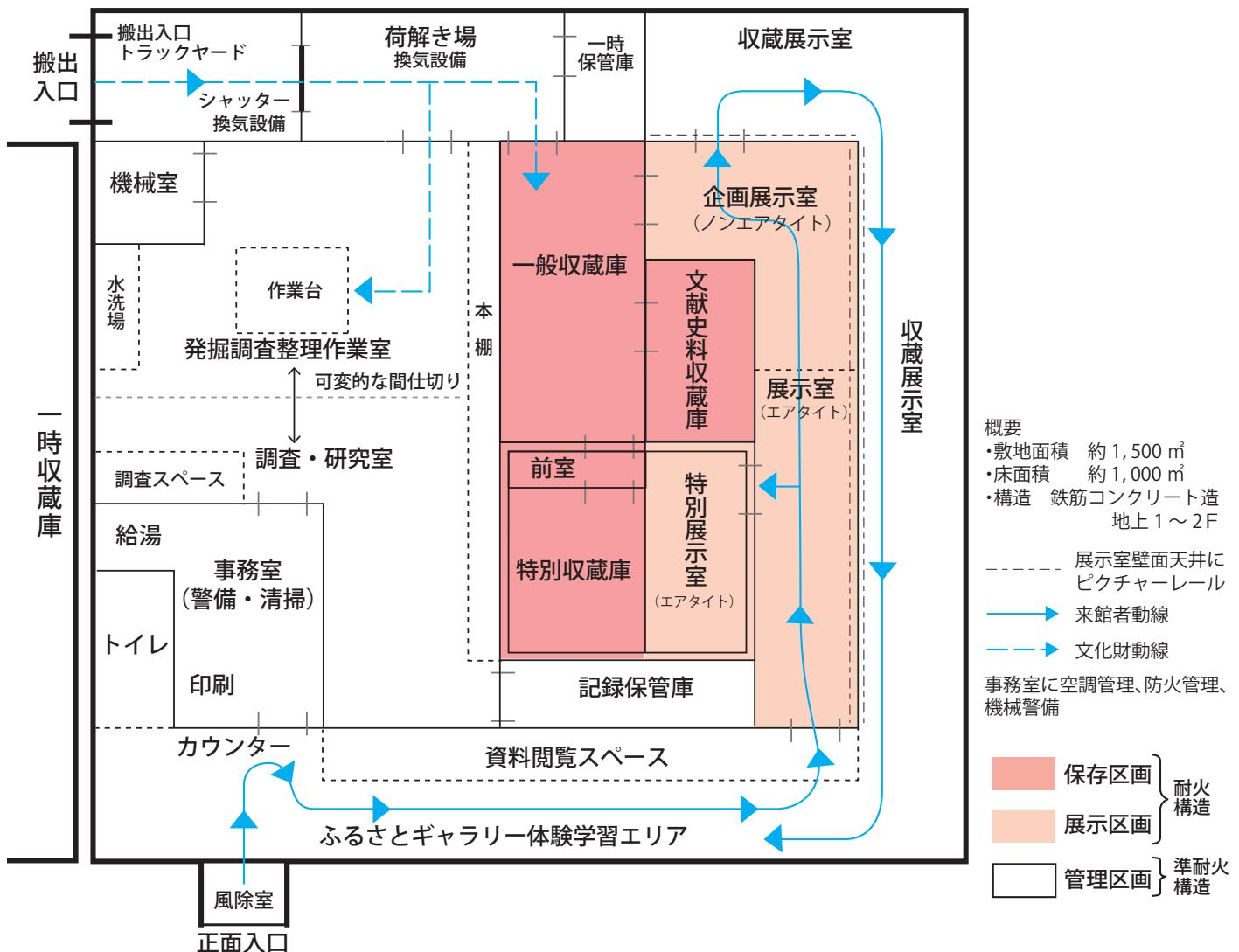
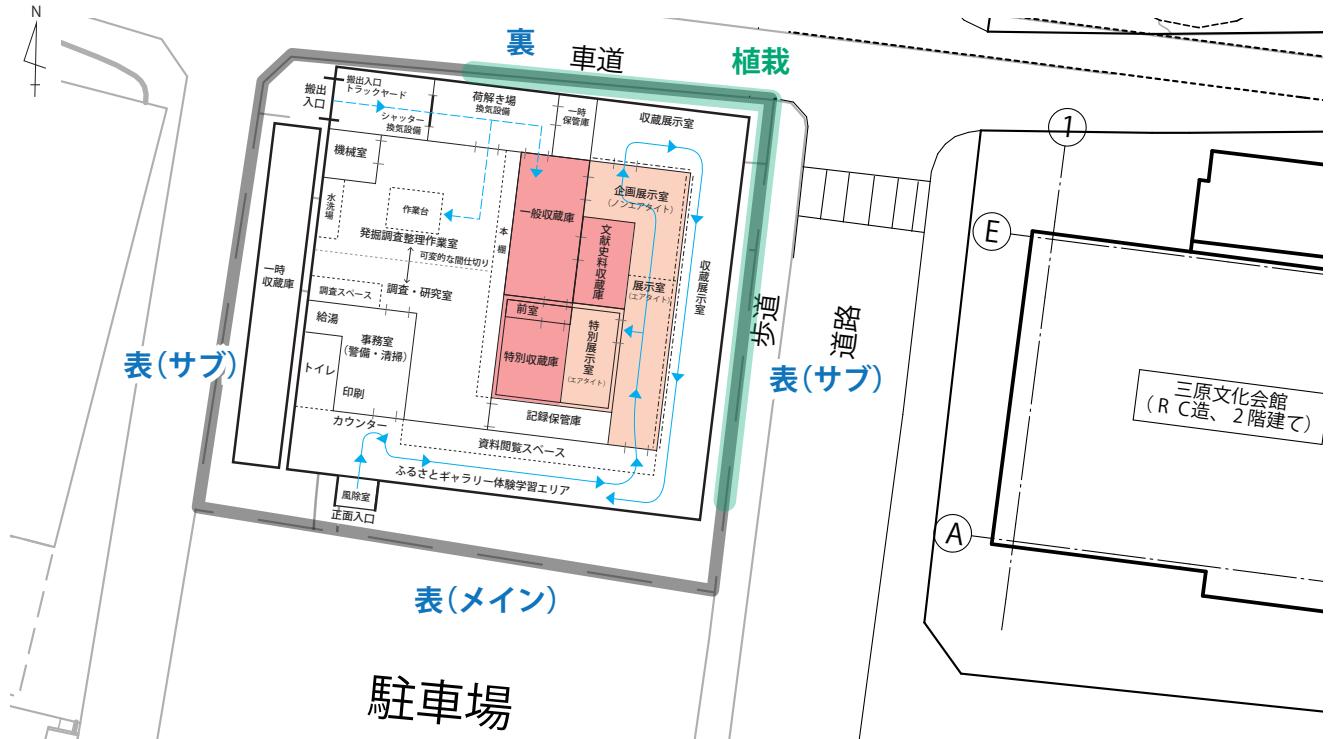
「苅田町歴史博物館建設予定地の敷地条件等」

所在地・地図 (方位はどれも上方が北)		予定地(町有地:富久公園)
敷地面積		約1,546 m ² (史跡区域を除く)
都市計画		市街化区域・近隣商業地域 (建ぺい率80%、容積率200%)
防災・まちづくり	敷地の安全性	東側:高潮浸水深0.3m未満 西側:高潮浸水深0.3~1.0m未満 施設計画の工夫で対応可能。 津波浸水、内水・土砂災害想定なし。
	防災拠点としての優位性	緊急輸送道路一次ネットワーク国道10号に約150mで接続。 二次ネットワーク県道須磨園南原曾根線に約550mで接続。 消防本部まで直線距離約250m。
	まちづくりとの整合	中心市街地ゾーン内に位置。
町民の利便性	自家用車によるアクセス性	西:図書館沿路(幅員約8m) 北:図書館沿路(幅員約8m) 東:町道(幅員約8m) 国道10号からのアクセスも容易。
	公共交通機関によるアクセス性	敷地内にコミュニティバス停あり。 (中央、北部、白川、与原・小波瀬ルート) JR 苅田駅から道のりで約1.2km
	公共公益施設との近接性	図書館(50m)、中央公民館(300m) 総合体育館(500m)。 苅田郵便局等が近接。 ※()内は当該施設までの直線距離
	町域から見たアクセス性	人口重心から直線距離で約800m
事業の効率性	敷地の制約	敷地形状・高低差に合わせた土地利用計画となる。
	事業スケジュールへの影響	埋蔵文化財包蔵地であるため、発掘調査が必要となる場合がある。 計画内容によっては、設計段階で開発許可手続きが必要となる場合がある。
	経済性	

※国土地理院地図を加工

卷末資料③

「苅田町歴史博物館施設配置図（案）」

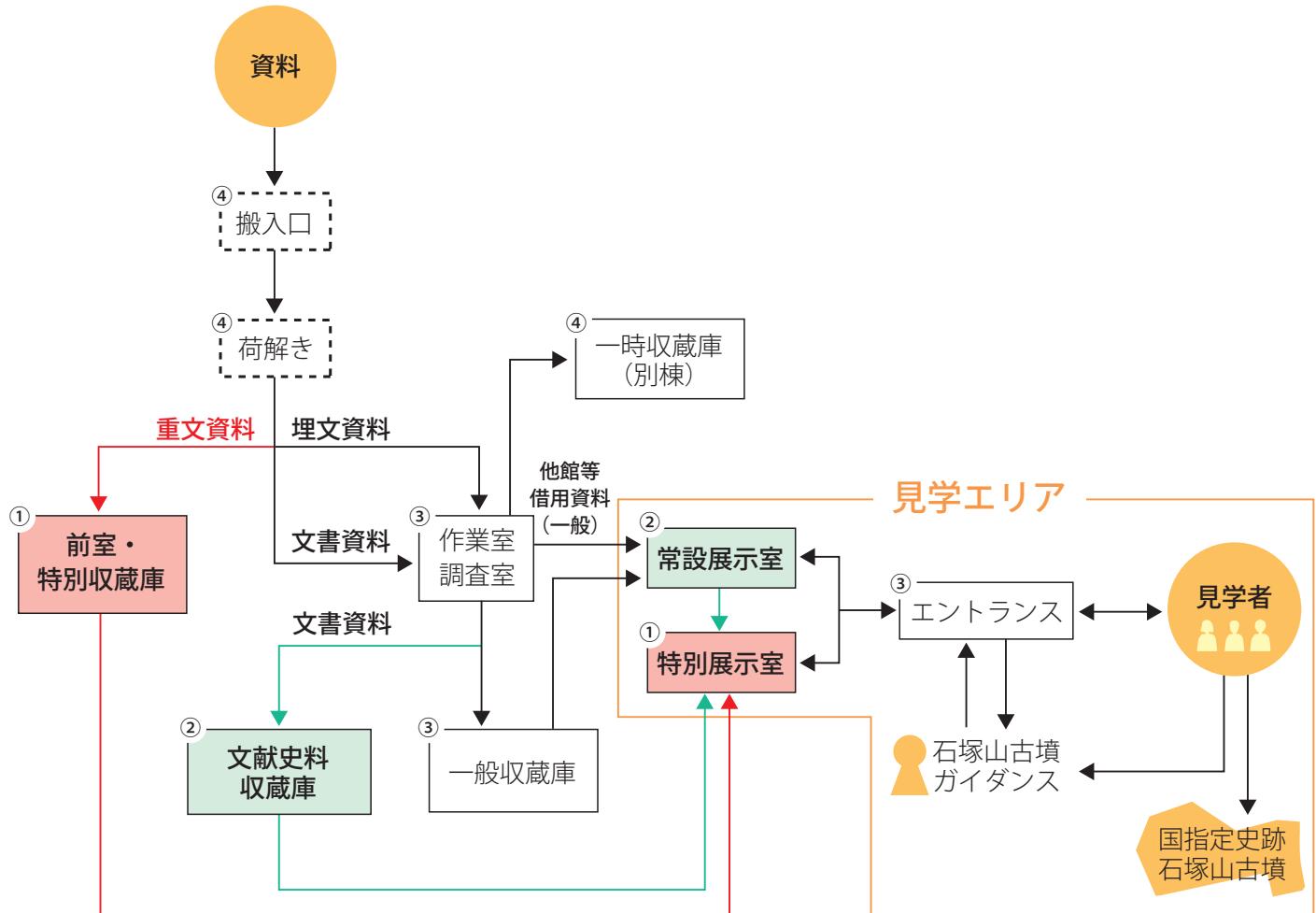


卷末資料④

「苅田町歴史博物館諸室一覧」

棟	機能	施設	室名	内容	面積(m ²)	備考
本館	展示	展示室	常設展示室	国指定史跡石塚山古墳出土品展示	102	ガイダンス展示
			収藏展示室	町内遺跡出土品の収藏展示	148	遺跡ごと
			特別展示室	重要文化財展示	32	
			(小計)		282	
	教育普及・情報発信	体験学習・情報提供エリア	資料閲覧エリア	町刊行物や文化財関連一般図書開架	40	
			体験学習・情報提供エリア	国指定史跡石塚山古墳ガイダンス展示	100	本館エントランス含む
			(小計)		140	
	調査・研究・情報管理	調査・研究室	調査研究室	実測・製図・写真保存庫・情報管理機器 資料調査共用	110	整理作業室と可変的な 間仕切り
			記録資料保存庫	写場兼用	24	
			(小計)		134	
	埋蔵文化財センター・保存科学	発掘調査 整理作業室	発掘調査整理作業室	遺物洗浄・遺物整理・選別・復元	140	作業員数10名 調査・研究室と可変的な 間仕切り
			(小計)		140	
別棟	収藏・管理	収藏保管室	特別収蔵庫	詳細仕様書参照	30	金属・玉類が中心
			特別収蔵庫前室	特別展示準備室としても共用	8	
			一般収蔵庫	土器・処理前有機質以外	58	化石も収藏
			文献史料収蔵庫	町史編纂史料約1000点	28	史料・保存処理後有機質
			(小計)		124	
	収藏・管理	管理室	管理・運営室	会議スペース・応接スペース・ 事務用品庫・印刷機・給湯機器・ 警備機器・清掃機器	63	職員1名 会計年度任用職員2名 常駐
			(小計)		63	
	収藏・管理	その他 管理室	搬出入口・トラックヤード	換気設備・美專車2t1台収納	40	
			荷解き場		50	
			機械室		9	
			共通施設	トイレ	18	
			(小計)		117	
	合計				1,000	
	収藏・管理	収藏保管室	一時収蔵庫	土器・石器などの空調なしの資料	100	面積1層のみ
			(小計)		100	

※消防法（換気孔）、耐震（基礎）、防犯（施錠）ほかについては営繕（担当）に確認



- ① 重文管理のためハイスペックの空調機能：24 h 恒温恒湿
- ② 温度湿度管理が可能ならば良い：除加湿器等のコスト・使い勝手によっては備品対応も可能
- ③ 通常の役場事務室と同じ空調機能
- ④ 搬入口、荷解きは換気ができれば良い

卷末資料⑥
「歴史資料館・文化財収蔵庫再整備事業スキユーリ」

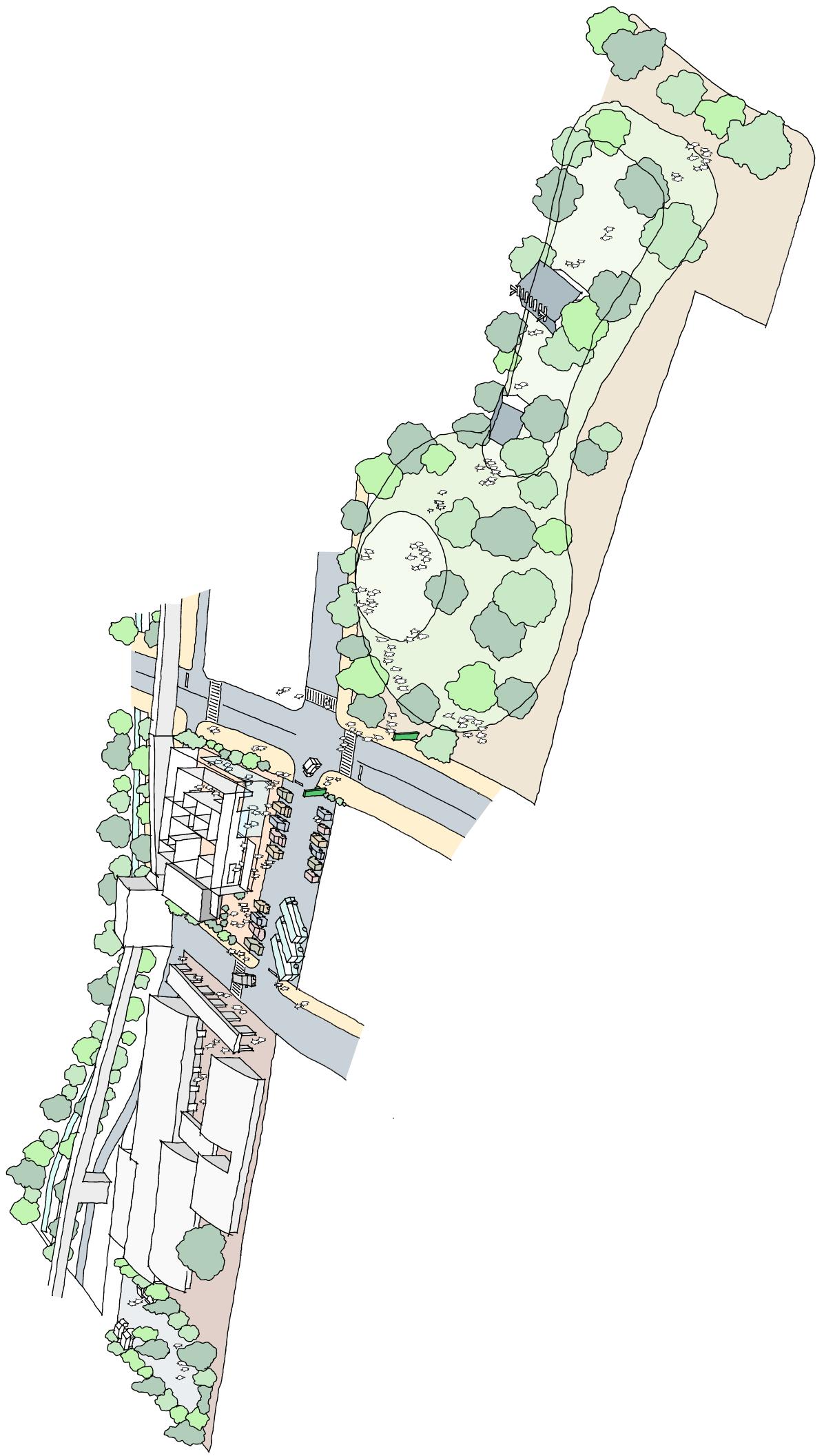
令和7年11月

	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)
石塚山古墳 保存活用計画			石塚山古墳保存活用計画				
歴史資料館・ 文化財収蔵庫 再整備事業			収蔵品搬出搬入 歴史博物館 建築・展示 基本設計 歴史博物館基本計画	歴史博物館 実施設計 ※新庁舎建設事業進捗による 歴史博物館 建設・展示工事	プレ オープン 展示	・返収蔵施設より 搬出受納作業	
公園再整備			富久公園移転設計 → 工事				

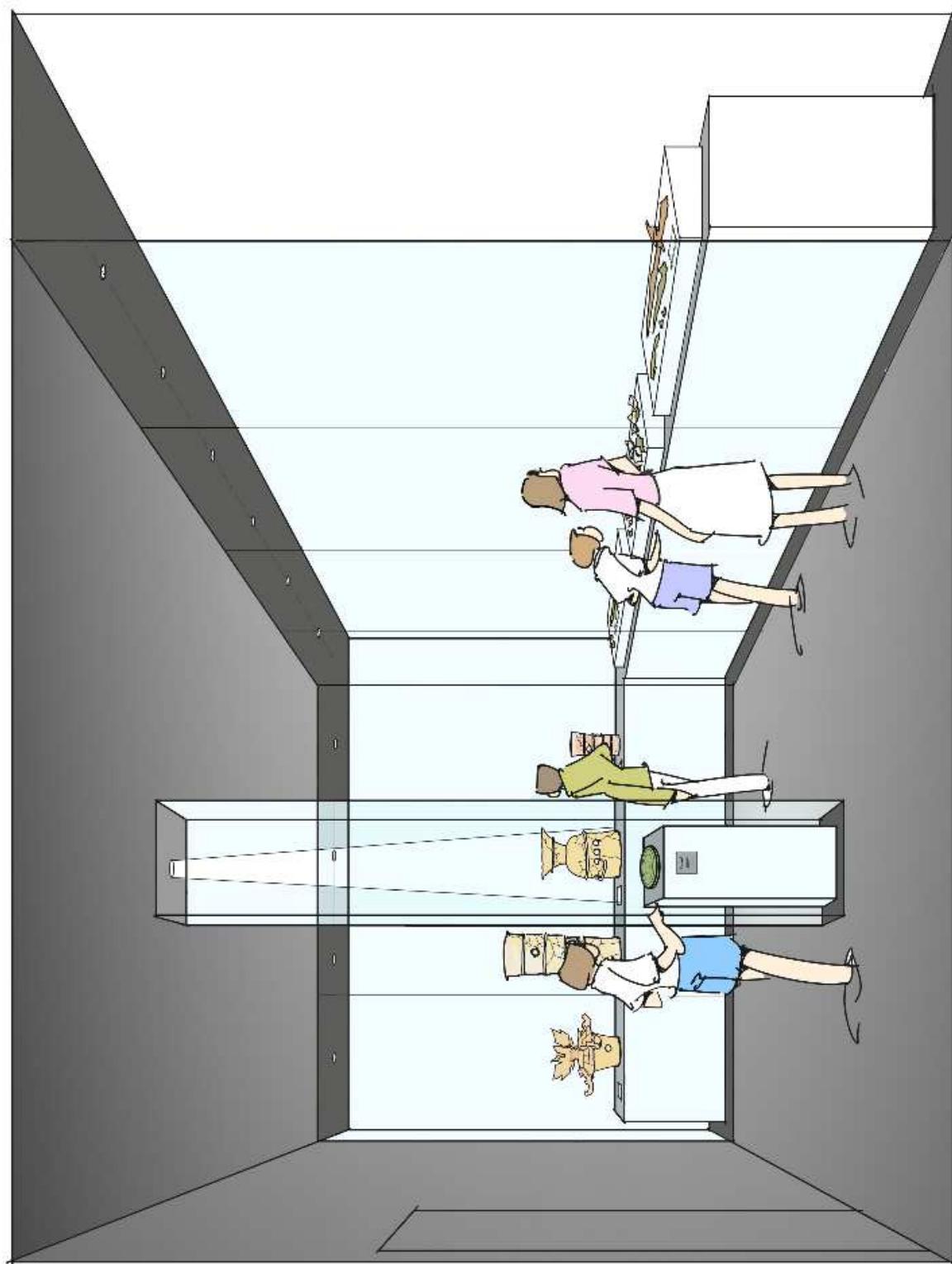
反映

歴史資料館・
文化財収蔵庫
再整備事業

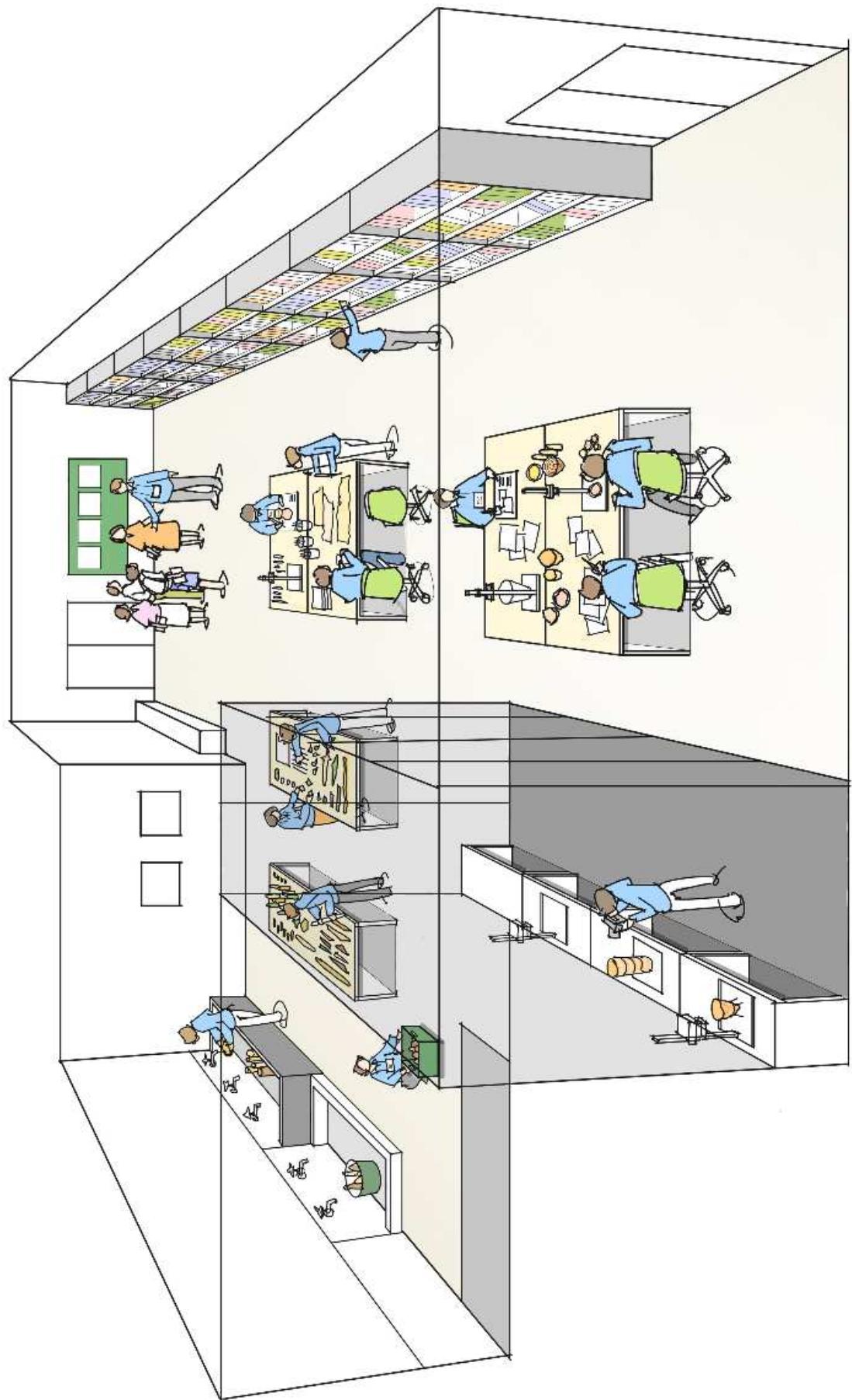
公園再整備



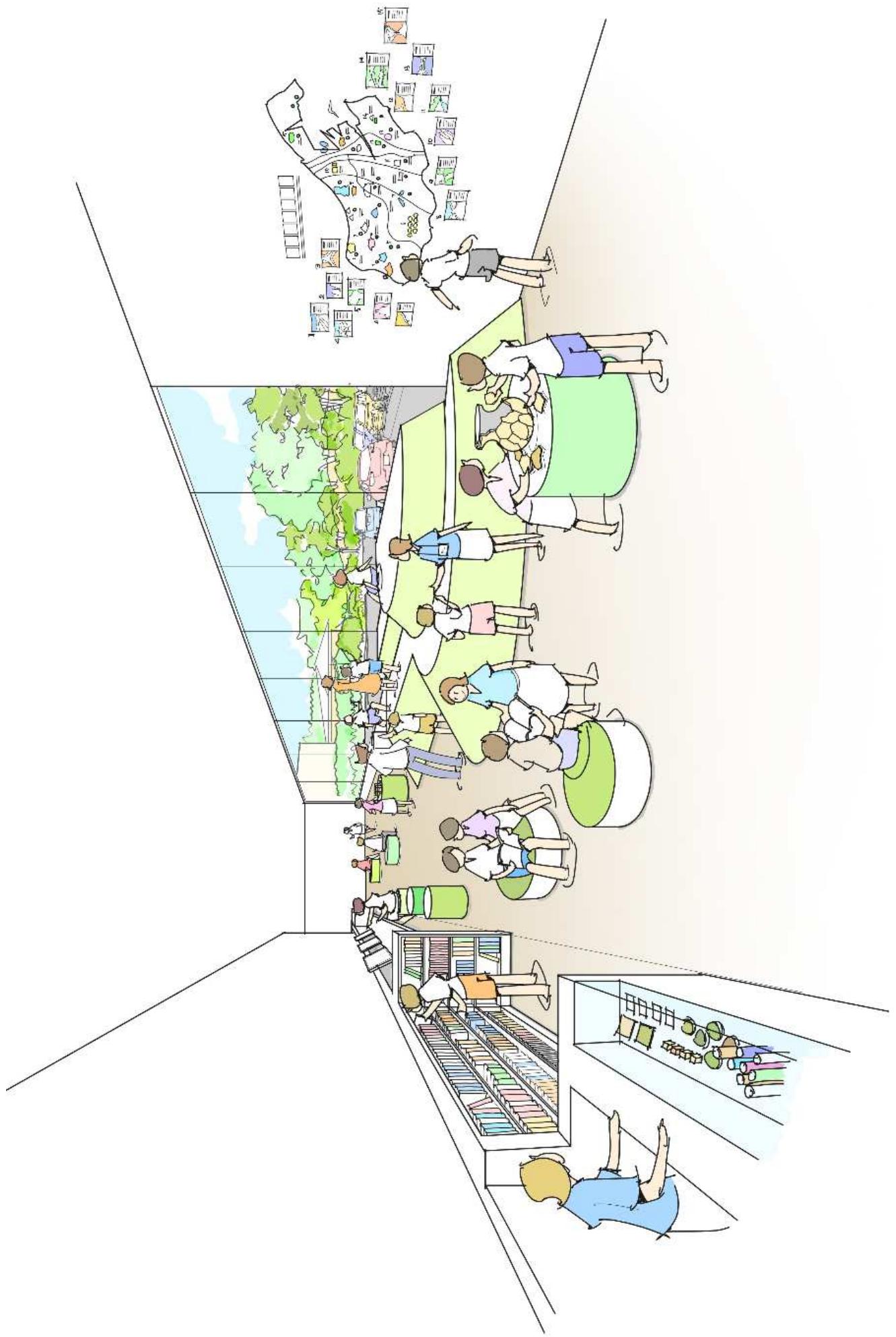
卷末資料⑦
「文教エリア（史跡・博物館・図書館・公園）イメージ図」



卷末資料⑧
「特別展示室イメージ図」



卷末資料⑨
「理蔵文化財センター機能イメージ図」



卷末資料⑩
「史跡ガイドンス機能イメージ図」